

りそな保証株式会社保証付ローンにおける (根)抵当権抹消書類再交付手数料新設のご案内

2025年1月20日

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
りそな保証 株式会社

りそなグループのりそな保証(社長 馬場 一郎)は、2025年3月3日(月)より、りそな保証・保証付きローンの(根)抵当権抹消書類の再交付手数料を新設します。

【再交付手数料新設の概要】

(1)新設日

2025年3月3日(月)

(同日以降の再交付ご依頼分に適用されます。)

(2)対象のお客さま

りそな銀行(社長 岩永 省一)、または埼玉りそな銀行(社長 福岡 聡)のローンに関して設定された、りそな保証の(根)抵当権について、(根)抵当権抹消登記手続きに要する書類を紛失等され、書類の再交付を希望されるお客さま。

(3)手数料

1件につき 11,000円 (消費税等込)

【注意事項】複数の(根)抵当権に関する抹消書類を必要とされる場合、設定された(根)抵当権ごとに1枚ずつ「(根)抵当権抹消書類再交付依頼書」をご作成いただき、依頼書ごとに再交付手数料をいただきます。

(4)お支払い方法

郵便にて再交付書類をお受け取りになる場合は、日本郵便代金引換にてお支払いください。

店頭にて再交付書類をお受け取りになる場合は、別途りそな保証が指定する口座に振り込む方法でお支払いください。なお、振込手数料はお客さまのご負担となります。

(5)問い合わせ先

ご不明な点がございましたら以下へご連絡ください。

りそな保証 事務部 Tel 048-829-2255

受付時間:平日9:00~17:00 (土日・祝日及び12月31日~1月3日を除く)

以上

